

1 整備計画（案）

別紙のとおり

2 変更理由

社会情勢の変動，自然・社会・経済諸事情から総合的に判断し，非農地証明に伴う除外，やむを得ないと認められる倉庫・資材置場・駐車場及び太陽光発電施設設置への開発による除外のため，土地利用の変更を行う必要が生じたことから，呉農業振興地域整備計画を変更する。

この農用地区域から除外するために行う変更は，農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という）の非農地証明に伴う除外は第10条第3項第5号に該当しなくなったもので，開発に伴う除外は第13条第2項の要件を満たしている。

いずれの変更においても，該当地は農業生産基盤整備事業等の計画もなく，この変更による他の農地への影響は軽微である。

(1) 農用地利用計画について

- ① 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について（別紙1）
- ② 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について（別紙2）
変更なし
- ③ 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更について（別紙3）
変更なし

(2) 農業生産基盤の整備開発計画について

変更なし

(3) 農用地等の保全について

変更なし

(4) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について

変更なし

(5) 農業近代化施設の整備計画について

変更なし

(6) 農業を担うべき者の育成及び確保の施設の整備について

変更なし

(7) 農業従事者の安定的な就業の促進計画について

変更なし

(8) 生活環境施設の整備計画について

変更なし

3 添付図面

別紙のとおり

(別紙1)
ア 農用地区域からの除外

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			現況 地目	用途 区分	面積 (㎡)	基盤整 備	変 更 後 の 土 地 利 用 計 画 (㎡)					変更後の農 地区区分	根拠条項		理 由
		(町名 大字)	(字)	(地番)					公共施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他		農振法	農地法 (基盤整備地等 の場合)	
①	C	呉市倉橋町	字長瀬	15234-1	山林	畑	134.00			134.00				—	法第10条第3項 非該当		非農地証明(法第10条第3項第5号に該当しなくなったことによる除外) 非農地証明, 非農地通知, 農業委員会判断済。
①	C	呉市倉橋町	字長瀬	15262-1	山林	畑	268.00			268.00				—	法第10条第3項 非該当		
①	C	呉市倉橋町	字平原	15921	山林	田	62.00			62.00				—	法第10条第3項 非該当		
①	C	呉市倉橋町	字上ノ脇	15923	山林	田	45.00			45.00				—	法第10条第3項 非該当		
①	C	呉市倉橋町	字上ノ脇	15924-2	山林	田	328.00			328.00				—	法第10条第3項 非該当		
②	C	呉市倉橋町	字細田	16198-1	畑	畑	209.00						209.00	2	法第13条第2項 該当		倉庫(法第13条第2項) 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また, 土地改良事業は施工しておらず, 法第13条第2項の要件をすべて満たす。 課税資産明細書により代替える土地が無いこと確認済み。
②	C	呉市倉橋町	字細田	16198-3	畑	畑	214.00						214.00	2	法第13条第2項 該当		
③	E	呉市蒲刈町大浦	字樽見	6873-1	原野	畑	727.00			727.00				—	法第10条第3項 非該当		非農地証明(法第10条第3項第5号に該当しなくなったことによる除外) 非農地証明, 非農地通知, 農業委員会判断済。
④	E	呉市蒲刈町大浦	字樽見	6875	原野	畑	58.00			58.00				—	法第10条第3項 非該当		
④	E	呉市蒲刈町大浦	字樽見	6909	原野	畑	918.00			918.00				—	法第10条第3項 非該当		
⑤	H	呉市豊町大長	字西皆見	7094	山林	畑	195.00			195.00				—	法第10条第3項 非該当		
⑤	H	呉市豊町大長	字西皆見	7096	山林	畑	148.00			148.00				—	法第10条第3項 非該当		
⑤	H	呉市豊町大長	字一峰寺	4079	山林	畑	274.00			274.00				—	法第10条第3項 非該当		
⑥	H	呉市豊町大長	字蒲野	7458	山林	畑	337.00			337.00				—	法第10条第3項 非該当		
⑥	H	呉市豊町大長	字蒲野	7460	山林	畑	661.00			661.00				—	法第10条第3項 非該当		
⑥	H	呉市豊町大長	字西蒲野	99-1	山林	畑	300.00			300.00				—	法第10条第3項 非該当		
⑦	F	呉市安浦町	安登西9丁目	671-1	田	田	880.00						880.00	2	法第13条第2項 該当		駐車場(法第13条第2項) 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また, 土地改良事業は施工しておらず, 法第13条第2項の要件をすべて満たす。 農地台帳により代替える土地が無いこと確認済み。
⑦	F	呉市安浦町	安登西9丁目	672	田	田	399.00						399.00	2	法第13条第2項 該当		
⑦	F	呉市安浦町	安登西9丁目	674-3	田	田	518.00						518.00	2	法第13条第2項 該当		
⑧	F	呉市安浦町大字中切	字南平迫	1301	田	田	803.00						803.00	2	法第13条第2項 該当		太陽光発電装置設置用地(法第13条第2項) 太陽光発電装置設置用地とするため除外。該当土地については代替える土地が無いことを名寄帳で確認済みであり, 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また, 土地改良事業は施工しておらず, 法第13条第2項の要件をすべて満たす。
⑧	F	呉市安浦町大字中切	字南平迫	1302	田	田	1,180.00						1,180.00	2	法第13条第2項 該当		

(別紙1)

ア 農用地区域からの除外

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			現況 地目	用途 区分	面積 (㎡)	基盤整 備	変 更 後 の 土 地 利 用 計 画 (㎡)					変更後の農 地区区分	根拠条項		理 由
		(町名 大字)	(字)	(地番)					公共施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他		農振法	農地法 (基盤整備地等 の場合)	
⑨	F	呉市安浦町大字内海	字寺迫	1906	畑	畑	394.00						394.00	2	法第13条第2項 該当		資材置場（法第13条第2項） 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。 名寄帳により代替える土地が無いこと確認済み。
⑨	F	呉市安浦町大字内海	字寺迫	1907	田	田	1,100.00						1,100.00	2	法第13条第2項 該当		
⑩	F	呉市安浦町大字原畑	字小迫	142-1	田	田	253.00						253.00	2	法第13条第2項 該当		駐車場（法第13条第2項） 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。 農地台帳により代替える土地が無いこと確認済み。
⑪	F	呉市安浦町大字原畑	字尾和首	518	田	田	297.00						297.00	2	法第13条第2項 該当		太陽光発電装置設置用地（法第13条第2項） 太陽光発電装置設置用地とするため除外。該当土地については代替える土地が無いことを課税明細書で確認済みであり、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。
⑪	F	呉市安浦町大字原畑	字尾和首	521-1	田	田	130.00						130.00	2	法第13条第2項 該当		
⑪	F	呉市安浦町大字原畑	字尾和首	523-1	田	田	956.00						956.00	2	法第13条第2項 該当		
⑫	F	呉市安浦町大字原畑	字才之原	40-2	田	田	523.00						523.00	2	法第13条第2項 該当		
⑬	F	呉市安浦町大字原畑	字尾和首	555-3	田	田	13.00						13.00	2	法第13条第2項 該当		住宅用排水路（法第13条第2項） 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。 約40年前から住宅用排水路として利用されており、令和6年に字尾和首555-1から分筆した。
⑭	F	呉市安浦町大字女子畑	字前垣内	2272-1	田	田	278.00						278.00	2	法第13条第2項 該当		太陽光発電装置設置用地及び蓄電池設置用地（法第13条第2項） 太陽光発電装置設置用地及び蓄電池設置用地とするため除外。該当土地については代替える土地が無いことを課税明細書等で確認済みであり、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。
⑭	F	呉市安浦町大字女子畑	字前垣内	2273-1	田	田	920.00						920.00	2	法第13条第2項 該当		
⑭	F	呉市安浦町大字女子畑	字前垣内	2274	田	田	251.00						251.00	2	法第13条第2項 該当		
⑮	F	呉市安浦町大字女子畑	字前垣内	2275	田	田	174.00						174.00	2	法第13条第2項 該当		
⑮	F	呉市安浦町大字女子畑	字前垣内	2276-1	田	田	545.00						545.00	2	法第13条第2項 該当		
⑮	F	呉市安浦町大字女子畑	字前垣内	2277-1	田	田	551.00						551.00	2	法第13条第2項 該当		
⑯	F	呉市安浦町大字女子畑	字段地	64-1	田	田	237.00						237.00	2	法第13条第2項 該当		
⑯	F	呉市安浦町大字女子畑	字段地	65-1	田	田	345.00						345.00	2	法第13条第2項 該当		
⑯	F	呉市安浦町大字女子畑	字段地	66-1	田	田	543.00						543.00	2	法第13条第2項 該当		
⑰	F	呉市安浦町大字女子畑	字跡廻	920	田	田	2,109.00						2,109.00	2	法第13条第2項 該当		

(別紙1)
ア 農用地区域からの除外

位置 番号	地区 記号 区域 番号	位 置			現況 地目	用途 区分	面積 (㎡)	基盤整 備	変 更 後 の 土 地 利 用 計 画 (㎡)					変更後の農 地区区分	根拠条項		理 由
		(町名 大字)	(字)	(地番)					公共施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他		農振法	農地法 (基盤整備地等 の場合)	
⑱	F	呉市安浦町大字女子畑	字平畑	851	田	田	386.00						386.00	2	法第13条第2項 該当		太陽光発電装置設置用地及び蓄電池設置用地（法第13条第2項） 太陽光発電装置設置用地及び蓄電池設置用地とするため除外。該当 土地については代替える土地が無いことを課税明細書等で確認済 みであり、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び担い手 等の農地集積に関して支障は及ぼさない。また、土地改良事業は施 工しておらず、法第13条第2項の要件をすべて満たす。
⑱	F	呉市安浦町大字女子畑	字平畑	852	田	田	210.00						210.00	2	法第13条第2項 該当		
⑱	F	呉市安浦町大字女子畑	字平畑	853	田	田	344.00						344.00	2	法第13条第2項 該当		
⑱	F	呉市安浦町大字女子畑	字平畑	854-1	田	田	348.00						348.00	2	法第13条第2項 該当		
⑱	F	呉市安浦町大字女子畑	字平畑	856-1	田	田	372.00						372.00	2	法第13条第2項 該当		
⑱	F	呉市安浦町大字女子畑	字平畑	856-2	田	田	75.00						75.00	2	法第13条第2項 該当		
⑱	F	呉市安浦町大字女子畑	字平畑	857-1	田	田	245.00						245.00	2	法第13条第2項 該当		
⑲	F	呉市安浦町大字女子畑	字鷹巣	1593-1	田	田	410.00						410.00	2	法第13条第2項 該当		
⑲	F	呉市安浦町大字女子畑	字鷹巣	1595-1	田	田	590.00						590.00	2	法第13条第2項 該当		
⑲	F	呉市安浦町大字女子畑	字鷹巣	1596	田	田	850.00						850.00	2	法第13条第2項 該当		
⑲	F	呉市安浦町大字女子畑	字鷹巣	1598	田	田	565.00						565.00	2	法第13条第2項 該当		
⑲	F	呉市安浦町大字女子畑	字鷹巣	1627	田	田	629.00						629.00	2	法第13条第2項 該当		

注) 位置番号は、一連番号とし、別紙1、2及び3で同じ番号を使用すること。
変更後の農地区分は次のとおり略記すること。（例：甲種農地＝「甲」、第1種農地＝「1」、第2種農地＝「2」、第3種農地＝「3」、非農地判断済＝「-」）

(別紙1)

ア 農用地区域からの除外

	用途区分	面積 (㎡)	変更後の土地利用計画 (㎡)					変更後の農地区分			
			公共 施設 用地	山林 原野	工場 用地	住宅地	その他				
								理由別面積			
合 計 (農用地区域からの除外)	農地	(0.00) 23,301.00	(0.00) 0.00	(0.00) 4,455.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 18,846.00	市街化区域 等	(0.00) 0.00	耕作不適地	(0.00) 4,455.00
		田	(0.00) 0.00	(0.00) 435.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 18,029.00	工場用地	(0.00) 0.00	資材置場	(0.00) 1,494.00
		畑	(0.00) 0.00	(0.00) 4,020.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 817.00	公共施設用 地	(0.00) 0.00	駐車場	(0.00) 2,050.00
		樹園地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	一般住宅	(0.00) 0.00	その他	(0.00) 15,302.00
	採草放牧地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	農家住宅	(0.00) 0.00	計	(0.00) 23,301.00
	混牧林地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	根拠条項別面積			
								法第6条第 3項該当	(0.00) 0.00	法第10条第 4項該当	(0.00) 0.00
	農業用施設用地	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	法第10条第 3項非該当	(0.00) 4,455.00	法第13条第 2項該当	(0.00) 18,846.00
	計	(0.00) 23,301.00	(0.00) 0.00	(0.00) 4,455.00	(0.00) 0.00	(0.00) 0.00	(0.00) 18,846.00			計	(0.00) 23,301.00

注) 基盤整備済の農地等については、「合計」及び「理由別面積」欄に内数で () 書きすること。